

木更津市介護保険事業計画施設等整備に係るQ&A

整理番号	施設種別	質問項目	質問	回答
1	広域型・地域密着型特別養護老人ホーム	応募書類	応募書類一覧(4)その他の事項「6 地域住民の理解、連携及び交流方法等」における①「該当地区の自治会等の長の代表者印を押印した同意書」についてお伺いいたします。ここでいう「自治会等」の「等」には、具体的にどのような団体を想定されておりますでしょうか。	「自治会等」については、計画地周辺の地域との調整状況を確認する趣旨から、地域住民を代表する団体を想定しています。自治会等が組織されていない地域においては、近隣住民の代表者など、地域の状況を把握し、周辺住民の意見を適切に反映できる方から同意をいただくことも可能です。いずれの場合も、整備計画について地域の理解が得られるよう、計画地周辺にお住いの方々へ十分にご説明いただきますようお願いいたします。
2	地域密着型特別養護老人ホーム	整備基準	木更津市介護保険事業計画施設等整備事業で広域型と地域密着型の特養の施設整備にて合設を計画しておりますが、短期入所生活介護事業所を併設予定しております。 以下 質問 (1) 地域密着型特別養護老人ホームへの併設で問題はないでしょうか。	地域密着型特別養護老人ホームへの短期入所生活介護の併設は可能です。
3	地域密着型特別養護老人ホーム	補助金	(2) 上記(1)で問題が無い場合1床につき補助上限額は、地域密着型と同様という事で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。 令和7年度時点において、地域密着型(定員29名以下)特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の整備助成基準額は、整備床数あたり5,530千円です。
4	地域密着型特別養護老人ホーム	補助金	(3) 補助対象の床数は10床でしょうか。	補助対象の床数の上限は設けておりません。
5	地域密着型特別養護老人ホーム	整備基準	(4) 地域密着型29床の内(通常2倍面積×3部屋・通常2.5倍面積×2部屋)を計画しておりますが(理由:営業の向上を勧奨して)問題となる点はありますか。	地域密着型特別養護老人ホームの居室面積については、基準を満たしていることを前提に、より広い面積の居室を設けること自体は差し支えありませんが、以下の点にご留意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・定員やユニット構成との整合が取れていること ・共用スペースとのバランスが適切に確保されていること ・整備費や運営費の増加に伴う事業計画の実現性が確保されていること ・入所者負担への影響(居住費設定等)について配慮されていること また、面積の拡大により、実質的に多床室のような運用とならないよう、居室の使い方についてもご配慮ください。 具体的な計画内容については、事前にご相談いただければ個別に確認いたしますが、千葉県が作成している「地域密着型特別養護老人ホーム建設の手引き」を予めよくご確認ください。